



宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 6 月 27 日 (月 曜 日) 第 318 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則…………… (危機管理課) 2	
告 示	
○生活保護法に基づく介護機関の指定…………… (福祉保健課) 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更…………… (“) 3	
○都市計画の変更 (6件) …………… (都市計画課) 3	

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 4
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 5
○県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 5
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 5
病院局公告
○入札公告…………… 6
雑 報
○宮崎県市町村職員共済組合の令和3年度決算の要旨…………… 8

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年6月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第32号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第3号) の一部を次のように改正する。

別記様式第74号中

上記差押財産占有調書謄本記載の財産は、通知があるまで無償で保管します。

年 月 日

を

県税・総務事務所宮崎県徴税吏員 殿

㊟

上記差押財産占有調書謄本記載の財産は、通知があるまで無償で保管します。

年 月 日

に改める。

県税・総務事務所宮崎県徴税吏員 殿

()

別記様式第76号中

上記参加差押財産引受調書謄本記載の差押財産は、通知があるまで無償で保管します。

年 月 日

を

県税・総務事務所宮崎県徴税吏員 殿

㊟

上記参加差押財産引受調書謄本記載の差押財産は、通知があるまで無償で保管します。

年 月 日

に改める。

県税・総務事務所宮崎県徴税吏員 殿

()

別記様式第77号中

「
 上記の書類を受領しました。
 年 月 日
 県税・総務事務所宮崎県徴税吏員 殿
 執行機関名 印
 」

を

「
 上記の書類を受領しました。
 年 月 日
 県税・総務事務所宮崎県徴税吏員 殿
 執行機関名 印
 」

に改める。

別記様式第88号（その1）中

「
 上記差押調書謄本（差押書）記載の差押財産は、通知のあるまで無償で保管します。
 年 月 日
 県税・総務事務所宮崎県徴税吏員 殿 印
 」

を

「
 上記差押調書謄本（差押書）記載の差押財産は、通知があるまで無償で保管します。
 年 月 日
 県税・総務事務所宮崎県徴税吏員 殿
 （ ）
 」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第33号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年宮崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第11条関係） [略] 1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者 (1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり <u>17,400円</u> 以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、 <u>救急救命士</u> 及び歯科衛生士 1人1日当たり <u>11,900円</u> 以内 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり <u>11,400円</u> 以内 エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>17,200円</u> 以内	別表（第11条関係） [略] 1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者 (1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり <u>19,400円</u> 以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり <u>15,200円</u> 以内 ウ <u>救急救命士</u> 1人1日当たり <u>13,600円</u> 以内 エ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり <u>14,600円</u> 以内 オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>14,600円</u> 以内

オ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 20,700円以内

(2)・(3) [略]

2 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 421号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年6月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社共栄調剤薬局	延岡市柳沢町2丁目3番地2	ハラダ調剤薬局 東出北店	延岡市出北6丁目1640番地1	令和4年6月3日

宮崎県告示第 422号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年6月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人都市社会福祉協議会	都城市松元町4街区17号	都城市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	都城市上水流町1540番地
社会福祉法人都市社会福祉協議会	都城市松元町4街区17号	都城市社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	都城市上水流町1540番地

カ 大工 1人1日当たり 23,300円以内

キ 左官 1人1日当たり 23,700円以内

ク とび職 1人1日当たり 22,300円以内

(2)・(3) [略]

2 [略]

社会福祉法人恵愛会	都城市太郎坊町563番地1	さくらハウス横市訪問介護事業所	都城市南横市町3682
-----------	---------------	-----------------	-------------

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
都城市高城町穂満坊 303番地2	都城市上水流町1540番地	令和2年4月1日
都城市高城町穂満坊 303番地2	都城市上水流町1540番地	令和2年4月1日
都城市志比田町4900番地5コーポフェニックス1F	都城市南横市町3682	令和4年4月1日

宮崎県告示第 423号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市佐土原総合支所農林建設課、宮崎市田野総合支所農林建設課、宮崎市高岡総合支所農林建設課、宮崎市清武総合支所農林建設課、国富町都市建設課及び綾町建設課において公衆の縦覧に供する。

令和4年6月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類

中部圏域（宮崎広域都市計画、田野都市計画及び綾都市計画）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

宮崎広域都市計画区域に係る土地の区域
田野都市計画区域に係る土地の区域
綾都市計画区域に係る土地の区域

宮崎県告示第 424号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土

木事務所、宮崎県延岡土木事務所及び宮崎県西臼杵支庁並びに延岡市都市建設部都市計画課、日向市建設部都市政策課、門川町建設課及び高千穂町建設課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類

東臼杵・西臼杵圏域（日向延岡新産業都市計画及び高千穂都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

日向延岡新産業都市計画区域に係る土地の区域
高千穂都市計画区域に係る土地の区域

宮崎県告示第 425号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県都城土木事務所並びに都城市土木部都市計画課、都城市山之口総合支所産業建設課、都城市高城総合支所産業建設課、都城市山田総合支所産業建設課、都城市高崎総合支所産業建設課及び三股町都市整備課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類

北諸県圏域（都城広域都市計画及び高崎都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

都城広域都市計画区域に係る土地の区域
高崎都市計画区域に係る土地の区域

宮崎県告示第 426号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日南土木事務所及び宮崎県串間土木事務所並びに日南市総合戦略課、日南市南郷町地域振興センター及び串間市都市建設課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類

南那珂圏域（日南都市計画、南郷都市計画及び串間都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

日南都市計画区域に係る土地の区域
南郷都市計画区域に係る土地の区域
串間都市計画区域に係る土地の区域

宮崎県告示第 427号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県小林土木事務所並びに小林市建設部建設課、えびの市建設課及び高原町

建設水道課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類

西諸県圏域（小林都市計画、えびの都市計画及び高原都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

小林都市計画区域に係る土地の区域
えびの都市計画区域に係る土地の区域
高原都市計画区域に係る土地の区域

宮崎県告示 428号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県西都土木事務所及び宮崎県高鍋土木事務所並びに西都市建設課、高鍋町建設管理課、新富町都市建設課、川南町建設課及び都農町建設課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類

児湯圏域（西都都市計画、高鍋都市計画、新富都市計画、川南都市計画及び都農都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

西都都市計画区域に係る土地の区域
高鍋都市計画区域に係る土地の区域
新富都市計画区域に係る土地の区域
川南都市計画区域に係る土地の区域
都農都市計画区域に係る土地の区域

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス大塚店
宮崎市大塚町馬場崎3549番 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設

令和 4 年 2 月 18 日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和4年6月27日から令和4年7月27日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、木森井堰土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年6月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	兒玉敏美	東諸県郡国富町大字田尻 529番地
理事	宇留島兼光	東諸県郡国富町大字森永2466番地1
理事	稲澤忠次	東諸県郡国富町大字森永1610番地1
理事	田中敏永	東諸県郡国富町大字向高 691番地3
理事	池上和幸	東諸県郡国富町大字向高1292番地2
理事	福永貞治	東諸県郡綾町大字入野2823番地
理事	霧田裕一	東諸県郡国富町大字田尻 609番地
理事	日高一聡	東諸県郡国富町大字嵐田 817番地2
理事	日高久吉	東諸県郡国富町大字嵐田1593番地1
理事	日高千文	東諸県郡国富町大字嵐田2249番地1
理事	永吉保一	東諸県郡国富町大字田尻1799番地
監事	内村守	東諸県郡国富町大字田尻1818番地
監事	落合明	東諸県郡国富町大字森永1183番地7
監事	後藤剛	東諸県郡国富町大字竹田1744番地2

(任期：令和7年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	兒玉敏美	東諸県郡国富町大字田尻 529番地
理事	宇留島兼光	東諸県郡国富町大字森永2466番地1
理事	稲澤忠次	東諸県郡国富町大字森永1610番地1
理事	田中敏永	東諸県郡国富町大字向高 691番地3
理事	落合明	東諸県郡国富町大字森永1183番地7
理事	福永貞治	東諸県郡綾町大字入野2823番地
理事	霧田裕一	東諸県郡国富町大字田尻 609番地
理事	日高一聡	東諸県郡国富町大字嵐田 817番地2
理事	日高久吉	東諸県郡国富町大字嵐田1593番地1
理事	河野賢一	東諸県郡国富町大字嵐田2320番地2
理事	永吉保一	東諸県郡国富町大字田尻1799番地
監事	内村守	東諸県郡国富町大字田尻1818番地
監事	川越文男	東諸県郡国富町大字田尻 613番地
監事	日高正信	東諸県郡国富町大字本庄 10044番地1

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和4年6月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
住吉	宮崎市	畑地帯総合整備事業	令和4年2月16日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、日向市長から次のとおり通知があった。

令和4年6月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）
- 2 作業地域
宮崎県日向市全域
- 3 作業期間
令和4年6月15日から令和5年3月17日まで

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。
令和4年6月27日

宮崎県立宮崎病院長 嶋 本 富 博

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 放射線・手術・検査等医療機器 一式
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和5年3月31日
 - (4) 納入場所 県立宮崎病院
 - (5) 入札方法 (1)の購入物品について、入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - イ 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - ウ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - エ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
 - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)ア及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和4年7月14日までに宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当に提出しなければならない。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
宮崎県宮崎市北高松町5番30号
郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181

- (2) 期間 令和4年6月27日から令和4年7月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）
- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
 - (1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
 - (2) 期間 令和4年6月27日から令和4年7月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）
- 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
 - (2) 提出期限 令和4年7月25日 午後5時 必着
 - (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- 6 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県立宮崎病院 4階 44・45会議室
 - (2) 日時 令和4年7月26日 午前10時
- 7 入札保証金
入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 8 入札の無効に関する事項
病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定方法
 - (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
 - (2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- 10 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 12 質問回答
 - (1) 質問 本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。
 - ア 提出期限 令和4年7月14日 午後5時まで
 - イ 提出先 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
 - ウ 提出方法 電子メールによること。
メールアドレス：miyazaki-hp@pref.miyazaki.lg.jp
 - (2) 回答 質問に対する回答は、次のとおり行う。
 - ア 回答期限 令和4年7月20日 午後5時まで
 - イ 回答方法 個別に電子メールで通知する。
 - ウ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。
- 13 その他
 - (1) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
 - (2) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- 14 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A set of medical equipment such as radiation, operation and inspection.

- (2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. 25 July ,2022
- (3) Contact point for the notice:Medical Affairs,Managem-ent, and Planning Division,Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL :0985-24-4181

雑 報

宮崎県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和3年度決算の要旨を公告する。
令和4年6月27日

宮崎県市町村職員共済組合
理事長 河野 正和

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	
取 入	負担金	4,331,884	9,054,894	473,360	69,685		127,206	175,089					
	掛金等	3,524,537	5,763,829	473,328				172,416					
	施設収入・商品売上								104,873				
	連合会交付金等	1,197,701					50,854				101		
	利息及び配当金	8				7,133	1,408	5	12	6	74,727	1	
	その他の収入	187,479						12		16,173	1,031	9,010	40,638
	他経理から繰入							23,982		30,000			
	前年度支払準備金	473,205											
計	9,714,814	14,818,723	946,688	69,685	7,133	1,408	202,059	347,517	151,052	75,758	9,112	40,639	
支 出	給付	3,107,191											
	役員給与						99,098	43,111		8,319	849	11,265	
	旅費・事務費						6,710	6,169	380	602	128	1,063	
	商品仕入												
	委託費						5,870	727	65,071	50	66	3,479	
	支払利息					7,133	1,408			40,017	7,132	757	
	連合会払込金等	456,055					3,983	2,555					
	前期高齢者納付金	2,983,898											
	後期高齢者支援金	1,415,873											
	負担金等払込金		14,818,723	946,688	69,685			56,524					
他経理へ繰入	23,982							30,000					
その他の支出	811,294						25,906	241,918	48,780	3,209	351	9,812	
次年度支払準備金	479,610												
計	9,277,903	14,818,723	946,688	69,685	7,133	1,408	198,091	324,480	114,231	52,197	8,526	26,376	
差引当期利益金又は 当期損失金 (△)	436,911	0	0	0	0	0	3,968	23,037	36,821	23,561	586	14,263	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	
資 産	流動資産	1,066,754	884,378	59,439	403	34,577	26,358	287,209	693,515	327,859	1,506,184	94,574	590,141
	固定資産					660,000	4,512,747	708	68	1,010,960	9,649,285	658,073	
	繰延資産												
資産合計	1,066,754	884,378	59,439	403	694,577	4,539,105	287,917	693,583	1,338,819	11,155,469	752,647	590,141	
負 債	流動負債	9,909	884,378	59,439	403			5,844	9,537	7,185	10,520,056		54,033
	固定負債	479,610				694,577	4,539,105	78,692	55,288	40,819	11,577	699,649	78,084
	負債合計	489,519	884,378	59,439	403	694,577	4,539,105	84,536	64,825	48,004	10,531,633	699,649	132,117
純 資 産	利益剰余金	582,022						203,381	628,758	1,290,815	623,836	52,998	458,024
	欠損金	4,787											
	純資産合計	577,235	0	0	0	0	0	203,381	628,758	1,290,815	623,836	52,998	458,024
負債・純資産合計	1,066,754	884,378	59,439	403	694,577	4,539,105	287,917	693,583	1,338,819	11,155,469	752,647	590,141	